

令和5年

渡島西部広域事務組合議会

第1回臨時会 会議録

令和5年7月18日 開会

令和5年7月18日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合 議会議長 溝部 幸基

目 次

令和5年7月18日（火曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 新議員の紹介・挨拶	2
○ 異動職員の紹介・挨拶	3
○ 管理者の挨拶	3
○ 日程第1 仮議席の指定	4
○ 日程第2 会議録署名議員の指名	4
○ 日程第3 会期の決定	5
○ 日程第4 選挙第1号 副議長の選挙	5
○ 日程第5 議席の指定	5
○ 日程第6 諸般の報告	6
○ 日程第7 管理者の行政報告	6
○ 日程第8 報告第1号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書 について	7
○ 日程第9 承認第1号 専決処分した事件の承認について (渡島西部広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例)	7
○ 日程第10 承認第2号 専決処分した事件の承認について (渡島西部広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例)	9
○ 日程第11 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	10
○ 日程第12 議案第2号 財産（知内消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について	11
○ 日程第13 議案第3号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	12
○ 閉会の議決	15
○ 閉会宣告	15

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
報告 1	令和 4 年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について	7 月 1 8 日	原案承認
承認 1	専決処分した事件の承認について (渡島西部広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例)	7 月 1 8 日	原案承認
承認 2	専決処分した事件の承認について (渡島西部広域事務組合議会の個人情報の保護に関する法律)	7 月 1 8 日	原案承認
1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7 月 1 8 日	原案可決
2	財産 (知内消防署小型動力ポンプ付積載車) の取得について	7 月 1 8 日	原案可決
3	令和 5 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算 (第 1 号)	7 月 1 8 日	原案可決

令和5年 第1回 臨時会
令和5年7月18日（火曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 選挙第1号 副議長の選挙
日程第5 議席の指定
日程第6 諸般の報告
日程第7 管理者の行政報告
日程第8 報告第1号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第9 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(渡島西部広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例)
日程第10 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(渡島西部広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例)
日程第11 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第2号 財産（知内消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について
日程第13 議案第3号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

◎出席議員（11名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	沼山 雄平（松前町）
	3番	廣瀬 雅一（木古内町）		5番	山田 顕人（知内町）
	6番	杉村 志朗（福島町）		7番	谷口 康之（知内町）
	8番	堺 繁光（松前町）		9番	伊藤 政博（知内町）
	10番	伊藤 幸司（松前町）			

◎欠席議員（1名）

4番 相澤 巧（木古内町）

◎出席説明員（19名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	工藤 泰		
参与	石山 英雄	参与	西山 和夫	参与	鈴木 慎也
幹事	若佐 智弘	幹事	大野 樹	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	深山 肇	事務局長	佐藤 和利
衛生センター長	堺 泰幸	消防長	伊藤 則幸	松前消防署長	小川 隆広
福島消防署長	吉能 秀美	知内消防署長	成澤 悟	木古内消防署長	石塚 睦
消防本部主幹	大嶋 茂	衛生センター副所長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次長 梅岡 忍 書記 鳴海 沙恵 書記 相馬 紀采

（開会 午前9時59分）

◎開会・開議宣告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。出席ご苦労様です。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和5年第1回臨時会を開会致します。

◎議事日程

○議長（溝部幸基）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎新議員の紹介・挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、先般行われました松前町・木古内町両町議会議員選挙後の各町議会において、当組合議員が選出されておりますので、新議員を紹介し、申し出がありますので挨拶を行います。

最初に松前町議会選出議員、伊藤幸司議員。

○仮10番（伊藤幸司）

松前町伊藤でございます。再びこの席に戻ることができました。今後ともどうぞ一つよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

同じく、堺 繁光議員。

○仮8番（堺 繁光）

松前町の堺です。今回で広域、3期目になります。よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

同じく、沼山雄平議員。

○仮2番（沼山雄平）

松前町議会の沼山雄平といいます。この度、渡島西部広域事務組合議員として4年間務めさせて頂くこととなりましたので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

次に、木古内町議会選出議員、又地信也議員。

○仮11番（又地信也）

おはようございます。木古内町議会の又地でございます。8年間務めさせていただきました。これから4年間また、微力ではありますが、務めて参りたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

同じく、廣瀬雅一議員。

○仮3番（廣瀬雅一）

木古内町議会議員、廣瀬雅一でございます。よろしくお願い致します。私は今期初めて広域議員となりました。今後ともよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

木古内町議会からは、今日欠席されておりますが相澤 巧議員が選出されております。

以上で、新議員の紹介と挨拶を終わります。

◎異動職員の紹介・挨拶

○議長（溝部幸基）

次に、4月1日付けの人事異動により、会計管理者、所属長に異動がありましたので、工藤副管理者より紹介し、申し出がありますので挨拶を行います。

工藤副管理者。

○副管理者（工藤 泰）

どうも、副管理者の工藤です。よろしくお願いいたします。

それでは4月1日付で異動となりました、会計管理者及び所属長をご紹介します。

最初に、会計管理者、深山 肇君でございます。

○会計管理者（深山 肇）

おはようございます。4月1日付けの人事異動によりまして当組合の会計管理者を拝命致しました深山 肇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副管理者（工藤 泰）

次に、消防長、伊藤則幸君でございます。

○消防長（伊藤則幸）

4月1日付けで消防長を命ぜられました伊藤則幸です。消防長という職務を大変重く感じております。広域消防のメリットを最大限、活かすように尽力して参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○副管理者（工藤 泰）

次に、松前消防署長、小川隆広君でございます。

○松前消防署長（小川隆広）

4月1日付けで松前消防署長を拝命致しました小川隆広と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副管理者（工藤 泰）

次に、木古内消防署長、石塚 睦君でございます。

○木古内消防署長（石塚 睦）

4月1日付けでの木古内消防署長を任命されました石塚 睦と申します。精一杯務めて参ります。よろしくお願いいたします。

○副管理者（工藤 泰）

最後に、衛生センター長、堺 泰幸君でございます。

○衛生センター長（堺 泰幸）

皆さんおはようございます。この度、4月1日付けをもちまして、衛生センター長に拝命されました堺泰幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副管理者（工藤 泰）

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、会計管理者、所属長の紹介と挨拶を終わります。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

次に申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

令和5年第1回臨時会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます

議員の皆様方には、第1回臨時会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

そしてまず、只今紹介がありましたとおり、4月23日執行の木古内町議会選挙及び6月25日執行の松前町議会選挙において、見事当選を果たしました議員の皆様にご改めてお祝いを申し上げます。引き続き、広域の運営によりしくご協力をお願い致します。

さて、6月上旬に西日本及び東日本の太平洋側、そして7月に入り九州地方において相次いで発生した「線状降水帯」などにより大雨被害が発生してございます。

被害を受けられた皆様に対して、心からお見舞い申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、今般の臨時会に提案申し上げております案件についてですが、条例制定に係る専決処分した事件の承認が2件、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が1件、知内消防署小型動力ポンプ付積載車の財産取得が1件、一般会計補正予算が1件の計5件の議案審議をお願いするものでございます。

また、報告事項が1件となっております。

まず、専決処分した事件の承認について、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う、渡島西部広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び渡島西部広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定となっております。

次に、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5月8日から「2類相当」から「5類感染症」へ移行したことに伴う改正となっております。

続いて、知内消防署小型動力ポンプ付積載車に係る財産取得となっております、7月4日に入札執行したものでございます。

最後に、一般会計に係る補正予算となっております、主な補正として、歳出でごみ再生処理費における計量システム改修業務委託料の増加、また、知内消防署の消防庁舎耐震診断業務委託料の追加となっております。

この後、担当者から詳しく内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でありますけれど、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎仮議席の指定

○議長（溝部幸基）

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、只今ご着席の議席と致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定に基づき、仮議席11番又地信也議員、同じく1番佐藤孝男議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第3 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本臨時会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定致しました。

◎副議長の選挙

○議長（溝部幸基）

日程第4 選挙第1号、副議長の選挙を行います。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、指名推薦することに決定致しました。

お諮りいたします。

指名につきましては、議長が行うこととして、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、議長において指名とすることに決定致しました。

それでは、副議長に又地信也議員を指名致します。

お諮りいたします。只今、議長が指名しました、又地信也議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、又地信也議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました、又地信也議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を致します。只今、副議長に当選されました又地議員より、発言が求められておりますので、これを許します。

又地信也議員。

○副議長（又地信也）

只今、副議長に満場一致で当選させて頂きました。大変ありがとうございます。議長を補佐しながら微力ではありますが、務めて参ります。どうかよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

副議長の挨拶が終わりました。

◎議席の指定

○議長（溝部幸基）

日程第5 議席の指定を行います。

今回新たに選出された議員、副議長の議席に関しては、沼山雄平議員を2番、廣瀬雅一議員を3番、相澤 巧議員を4番、堺 繁光議員を8番、伊藤幸司議員を10番、又地信也副議長を11番の席順に指定致します。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第6 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第7 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

令和5年渡島西部広域事務組合議会第1回臨時会の開催にあたり、令和5年第1回定例会以降の行政報告を申し上げます。

1 衛生関係について。

(1) 行政財産の使用許可について。

福島町から6月19日付で有害鳥獣処理施設建設に係る「行政財産使用許可申請書」の提出があり翌20日には福島町に対し「行政財産使用許可書」を交付したところでございます。

なお、施設建設に関するスケジュールにつきましては、6月28日に建設工事の入札が執行され、また、有害鳥獣処理施設減容化装置等は、7月10日に開催された福島町議会定例会7月会議において財産取得が可決され、工事に着手してございます。

2 消防関係について。

(1) 火災の発生状況について。

6月2日に福島町福島地区において、住宅を焼損する火災が発生しましたが、この火災による人的被害はありませんでした。

各消防署には防災無線などの媒体を通じた火災予防広報や、署員による管内巡視の徹底を指示し、引き続き火災予防の啓発に努めて参ります。

(2) 行方不明者の捜索について。

3月5日に木古内町中野地区において、行方不明者が発生し、木古内消防署及び関係機関により捜索を開始し、同日発見されましたが、残念ながらその後死亡が確認されてございます。

改めて、お亡くなりになられた方には、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

また、3月26日には知内町涌元地区においても行方不明者が発生し、知内消防署及び関係機関により捜索が開始され、同日、無事発見されてございます。

更には、6月2日に松前町朝日地区において行方不明者が発生し、松前消防署及び関係機関により捜索が開始され、翌日、松前町役場のドローンにより無事発見され、救急車にて医療機関へ搬送されてございます。

続きまして本日配付の追加の行政報告をさせていただきます。1件であります。

1. 消防関係について。

(1) 大雨被害について。

7月15日に松前町で大雨により、住宅の床下浸水が1件発生しましたが、人的被害はありませんでした。

今後におかれましても、この様な災害に迅速に対応できるよう、構成町を含む各関係機関との連携

を図り、被害の軽減に努めて参ります。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理をしてございますので、後ほどご参照して頂きたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎報告第1号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（溝部幸基）

日程第8 報告第1号 令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書を議題と致します。内容の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1をご用意いたします。

1ページになります。

報告第1号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したの
で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年7月18日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

次のページをご覧ください。

繰越明許費に係る繰越計算書を調整致しましたのでご報告致します。

令和4年度から令和5年度に繰り越した1事業で、2月27日に開催された第1回定例会において繰越事業としたものでございます。

4款消防費、3項消防施設費、事業名が知内消防署消防ポンプ自動車（CD-I）購入事業です。

翌年度繰越額が3,370万4千円であります。

なお、この事業につきましては、世界的な半導体不足やロックダウンの影響等により令和4年度内の納車が困難となったため繰越となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

以上で、報告第1号を終わります。

◎承認第1号 専決処分した事件の承認について

（渡島西部広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例）

○議長（溝部幸基）

日程第9 承認第1号 専決処分した事件（個人情報の保護に関する法律施行条例）の承認を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1と資料2をご用意いたします。

資料1の3ページをお開き下さい。

承認第1号 専決処分した事件の承認。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年7月18日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

次のページをお願いします。

専決処分書。渡島西部広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明いたしますので、資料2の1ページをお願いします。

1 制定の理由について。

令和3年5月、「個人情報の保護に関する法律」の改正があり、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

この改正により、国、地方公共団体、民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図れることとなり、国の行政機関、地方公共団体機関等における個人情報の取り扱い等に関する共通ルールが規定されました。

このことにより、法を施行するために必要となる事項を定める条例を制定したものであります。

2 制定の内容について。

(1) 趣旨、第1条であります。

法の施行に関し必要な事項について規定しています。

(2) 定義、第2条。

条例において使用する用語の定義について規定しています。

(3) 開示請求に係る手数料等、第3条であります。

開示請求に係る手数料について規定しております。

なお、開示請求に係る手数料は無料で当該写しの交付に関する費用は、開示請求者の負担となります。

(4) 開示決定の期限、第4条であります。

開示決定等は、開示請求があった日から14日以内と規定しております。

(5) 開示決定の期限の特例、第5条であります。

開示請求により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、開示決定の期限の特例について規定しております。

(6) 個人情報保護審査会、第6条であります。

個人情報保護審査会を置き、諮問に応じ審査請求について調査審議することについて規定しております。

3 施行期日について

この条例は、令和5年4月1日から施行致します。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

ご審議、よろしくご願いい致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。
お諮り致します。
承認第1号を承認することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、承認第1号は承認致しました。

**◎承認第2号 専決処分した事件の承認について
(渡島西部広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例)**

○議長（溝部幸基）

日程第10 承認第2号 専決処分した事件（議会の個人情報保護に関する条例）の承認を、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1と資料2をご用意願います。

資料1の7ページをお開き下さい。

承認第2号 専決処分した事件の承認。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年7月18日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

次のページをお願いします。

専決処分書。渡島西部広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明致しますので、資料2の2ページをお願いします。

1 制定の理由について。

令和3年5月、「個人情報の保護に関する法律」の改正があり、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

この改正により、国、地方公共団体、民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図れることとなり、国の行政機関、地方公共団体機関等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定されました。

このことにより、組合の執行機関は、改正後の個人情報保護に関する法律が直接適用されますが、議会はその法律の適用外となることから、議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とした新たな条例を制定したものであります。

2 制定の内容について。

(1) 第1章 総則、第1条から第3条でございます。

議会における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義及び議会の責務について規定しております。

(2) 第2章 個人情報等の取扱い、第4条から第15条であります。

個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務について規定しています。

(3) 第3章 個人情報ファイル、第16条であります。

議会が作成する個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しています。

(4) 第4章 開示、訂正及び利用停止、第17条から第45条であります。

個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び請求等個人情報の開示に関し、必要な事項について規定しております。

(5) 第5章 雑則、第46条から第51条です。

保有個人情報の適用除外を設けるほか、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理に関する事項について規定しております。

(6) 第6章 罰則、第52条から第56条であります。

職員等が正当な理由なく他者に情報提供した場合等の罰則を規定しております。

3 施行期日について。

この条例は、令和5年4月1日から施行致します。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

承認第2号を承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、承認第2号は承認致しました。

◎議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1と資料2をご用意いたします。

資料1の25ページをお開き下さい。

議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年7月18日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

資料2の3ページをお開き下さい。

説明の前に字句の訂正がございます。

1 改正の理由について、上から1行目の新型コロナウイルス感染症上の位置づけが「2類感染症」となっておりますが、「2類相当」が正しい分類ですので、「2類相当」と訂正をよろしくお願い致します。

それでは、説明に戻ります。

1 改正の理由について。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類感染症」へと移行し、人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-129-6）が公布・施行されたことに伴い、当組合の関係条例についても一部改正するものでございます。

2 改正の内容について。

附則、防疫等作業手当の特例がございますけれど、こちらの規定を削除するものでございます。

3 施行期日について。

この条例は、公布の日から施行いたします。

条例の新旧対照表については、議案の25ページに記載しております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 財産（知内消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第2号 財産（知内消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1と資料2をご用意いたします。

資料1の27ページをお願い致します。

議案第2号 財産（知内消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年7月18日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

財産の名称及び数量は、知内消防署小型動力ポンプ付積載車1台でございます。

取得価格は、891万290円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、岩

村純一氏でございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

入札の状況について、ナンバー2の4ページで説明いたしますので、そちらをお開き下さい。

1 取得する財産の種類・数量につきましては、知内消防署小型動力ポンプ付積載車1台、891万290円でございます。

2 入札の状況につきまして、令和5年7月4日に執行致しました。

納入期限につきましては、令和6年3月29日までとなっております。

取得する財産の内容は、シャシー仕様、令和5年式、軽四輪自動車ワンボックスタイプ、4輪駆動車外、艀装一式でございます。

入札書比較価格は、861万1,902円、予定価格は947万3,092円でございます。

予定価格は公表してございません。

入札の参加状況につきましては、3段目の表で指名業者4社による入札を執行致しました。

入札の結果、表の上段、株式会社北海道モリタが落札致しました。

落札金額は、記載のとおりで落札率は94.06%でございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第3号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1と資料2をご用意いたします。

資料1の29ページをお開き下さい。

議案第3号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、711万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ16億115万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和5年7月18日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

補正の内容について説明しますので、資料2の7ページをお開き願います。

歳出から説明致します。

今回の補正予算の主なものは、衛生費では衛生センターごみ計量システム改修業務委託料、消防費では知内消防庁舎の耐震診断業務委託料の増額でございます。

はじめに、衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、2目ごみ再生処理費126万5千円の増額で、12節委託料同額は、本年10月より開始されるインボイス制度に伴い、衛生センターリサイクルプラザにごみを直接持ち込んで計量した際に発行される「ごみ処理手数料領収書」に、消費税額とインボイス登録番号の記載が必要となるため、計量システムの改修業務に係る費用を増額するものでございます。

松前消防署所管分です。

4款消防費、2項、1目松前消防団費73万3千円の増額で、17節備品購入費同額は、活動用備品購入費で松前消防団の林野火災用資機材のウォータージャケット17着分の購入費用でございますが、3月23日にコミュニティ事業助成金こちらのほうが70万円採択されましたので、今回、歳入・歳出それぞれ増額するものであります。

なお、このコミュニティ助成につきましては、地域防災組織育成事業で市町村の消防団や女性消防隊等に対して、活動に必要な設備等の整備に関する事業の助成であるため、組合では松前、木古内、福島、知内の順番でローテーションを組みまして毎年申請してございます。採択されたのは平成28年以来という形になってございます。

次の段、4款消防費、3項、1目松前施設費41万8千円の増額で、10節需用費同額は、庁舎非常用発電機修繕費で自家用電気工作物に故障が生じ、非常時の業務に支障があるため修理するものでございます。

次に、知内消防署所管分です。

3目知内施設費470万円の増額で、12節委託料同額は、消防庁舎耐震診断業務委託料であります。

今回、消防庁舎の耐震診断を行う理由につきましては、知内消防署は昭和50年に建設され、築47年が経過しており、老朽化が進んでおります。令和4年2月に北海道が公表した洪水浸水想定区域内にあるため、知内町で今後の庁舎の方向性、新築移転又は増改築を検討する判断材料として、現庁舎の現行耐震基準における耐震診断が必要となり、耐震診断業務委託料を増額するものでございます。

歳出の説明は、以上であります。

続いて、歳入を説明しますので、5ページへお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金126万5千円の増額は、歳出補正に対応する額で、按分により1節松前町負担金から4節木古内町負担金まで記載のとおり増額するものでございます。

下段の2目消防負担金515万1千円の増額は、歳出補正に対応する額で、1節松前町負担金45万8千円、3節知内町負担金470万円を増額するものでございます。

6ページをお願い致します。

7款諸収入、2項、1目雑入70万円の増額は、1節雑入同額でコミュニティ助成事業助成金でございます。

先ほど歳出で説明致しました松前消防団の林野火災用資機材ウォータージャケット購入に係るコミュニティ助成金70万円を増額するものでございます。

総額で、歳入歳出とも、711万6千円の増額補正となります。

以上で、説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（溝部幸基）

休憩前に続き会議を再開します。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

先ほど歳入の説明で、消防負担金の関係で松前町負担金45万8千円を追加するという事で説明致しましたが、松前町負担金は45万1千円が正しいのでこちらに訂正させていただきます。

○議長（溝部幸基）

訂正をしておきます。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番、佐藤孝男議員

○1番（佐藤孝男）

7ページのごみ再生処理費ということでインボイス制度、テレビ等でもいろいろ言っていますが、制度の中身というものは全く分からない訳で、今回はその計量システムを先駆けということでやろうとしておりますが、内容をちょっと簡単に説明していただければと思います。

○事務局長（佐藤和利）

まず、インボイス制度こちらのほうは、令和5年10月からの制度になるものでありますけれど、こちらは消費税、民間の事業者であれば8%と10%があると思うんですけど、こちらを明確に表示しなさいという制度であります。あと、インボイスの登録番号があるんですけど、こちらを領収書に記載することとなっております。

民間の事業者につきましては、この制度を受けることによって消費税の仕入れ税額控除の要件が適用されるような状況となっております。以上です。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

暫時、休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○議長（溝部幸基）

休憩前に続き会議を再開します。

堺衛生センター長。

○衛生センター長（堺 泰幸）

インボイス制度に対する委託の内容ですけど、システムの改修に伴いまして、請求書の中に登録者番号と消費税が記入されることとなります。これに伴いまして、当組合規則の改正も同時に行っていく予定です。以上です。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 午前10時48分
再開 午前10時48分

○議長（溝部幸基）

休憩前に続き会議を再開します。
鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

インボイス制度自体は国が制度化して、私、細かいところまではわかりませんが、消費税の明確化を図るために、納める消費税の納税者がおりますよね。そういった人たちを適正に管理するための制度として導入するという風に理解しております。

○議長（溝部幸基）

1番、佐藤孝男議員

○1番（佐藤孝男）

私は今聞いたこの色々な情報は入っているけれど、詳しいことはわからないから質問するんだけど、計量ばかりだけでなく処理場全体というか、し尿の方にも関係があるのかどうか。

し尿の受入れとか、諸々のそういうことも関係してくるのではないかと思ったけどどうでしょう。

○衛生センター長（塚 泰幸）

し尿の方については、このインボイス制度は関係ありません。あくまでも受益者、こちらの方に出す請求書に消費税の記載という形になります。以上です。

○議長（溝部幸基）

その他質疑ありませんか
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮り致します。議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。
以上で、本会議の案件審議は全て終了致しましたので、これもちまして、令和5年第1回臨時会を閉会致したいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。

◎閉会宣言

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会致します。どうもご苦労様でした。

（閉会 午前10時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 又 地 信 也

署名議員 佐 藤 孝 男